

平成28年度一般社団法人全国農業会議所事業計画

I 情勢と課題

日本経済は、デフレからの脱却や景気回復の兆しが見えつつあるものの、農業者や農村地域が経済の好循環を実感するまでには至っていない。むしろ円安による生産資材コストの上昇が農業経営の収益を圧迫する状況が続いている。また、平成27年10月のTPP（環太平洋連携協定）交渉の大筋合意以降、農業・農村現場では不安と動揺が広がっている。28年2月4日の協定の署名を経て、今後国会での承認や各国での批准手続きがどのように進むのかを農業関係者は不安の中、注視している。一方、2015年農林業センサス結果（概数値）では、農業経営体の減少が続く中で法人化や経営規模の拡大が進展していることが明らかになった。

こうした状況の下、第189回通常国会において「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が成立し、農協法、農業委員会法および農地法等の改正法が28年4月1日より施行される。また、政府において、地方創生や一億総活躍社会の実現の観点も踏まえた「総合的なTPP関連政策大綱」が27年11月に閣議決定され、農業者の不安を払拭し、地域の重要な産業としての農業の成長産業化と再生産を確保するための施策が推進されている。

その中で、農業委員会組織については、改正農業委員会法の趣旨を踏まえて、農地利用の最適化の推進をはじめ農地情報の収集・提供、担い手の育成・確保に向けた新たな展開が求められている。

これらの農業・農政および組織をめぐる情勢と課題を整理すると以下の通りである。

1. TPP体制下における農政新時代の実現

- 政府では、TPP大筋合意を受け、「総合的なTPP関連政策大綱」に基づいて、農業者の不安の払拭と再生産を可能とする経営安定対策を充実・強化するとともに、成長産業としての攻めの農業への転換に向けた体質強化、農産物の輸出拡大対策の検討が開始された。
- 各国の政治諸情勢をにらむと、TPP協定の批准・承認、発効の具体的時期は定かではないものの、国会決議と合意内容との整合性や経済効果の分析結果の検証を経て、国会の場における協定案の承認や関連法案の制定等諸手続きや参加各国との調整作業が進められることとなる。また、日・EUのEPA、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日中韓FTA等広域経済連携交渉の加速化への対応が今後の重要な課題となる。

2. 担い手への農地集積等による構造改革の推進

- 改正農業委員会法の下で、新しい農業委員会体制への円滑な移行による農地利用最適化の推進とともに、一般社団法人となる都道府県農業会議および全国農業会議所の農業委員会ネットワーク機構としての取り組み強化が期待されている。
- 担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現するため、農地中間管理機構の整備とその活用による農地の集積・集約化が喫緊の課題となっている。この中で、農業委員会組織による農地台帳の整備・公表の取り組み、農地の利用意向調査の計画的な実施と利用調整活動の強化が求められている。
- その際、農村現場で具体的な取り組みにあたる農業委員会では、平成28年度中の約320委員会を皮切りに、順次新体制に移行することとなるが、新たな農地利用最適化推進委員の選任や、農業委員の定数減が見込まれる中で女性農業委員・認定農業者の農業委員をどのように確保するかなど課題も少なくない。
- 一方、農業者の減少・高齢化が進む中で、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・支援、担い手を対象とした経営所得安定対策、農業経営の新たなセーフティネットとしての収入保険制度を検討する等の取り組みを着実に推進する必要がある。
- 平成28年度税制改正により、利用の効率化・高度化の促進が必要な農地の保有に係る課税の強化・軽減について措置され、農業委員会の利用意向調査・協議勧告の取り組みが重要になってくる。また、消費税率が10%に引き上げられる平成29年4月に、「酒類及び外食を除く飲食料品」について軽減税率制度が導入されることへの対応が重要となる。さらに、平成33年の導入が明記されたインボイスについての対策も必要となる。

3. 規制改革・地方分権の推進

- 改正農地法等により、農地所有適格法人の出資要件・役員要件の緩和、農地転用および農用地区域内の開発行為の許可を行う指定市町村の制度化、農地転用許可事務の手続きの変更等が措置される。農業委員会組織として、規制緩和や地方分権を踏まえた、農地制度に関する取り組みの整備・強化が必要となる。
- また、農地所有適格法人要件のさらなる緩和については、「農地中間管理事業に関する法律の5年後見直しに際し、それまでにリース方式で参入した企業の情報等を踏まえつつ検討する」としている。一方、国家

戦略特区諮問会議においては、構成員および事業要件のさらなる緩和が求められている。

- 規制改革実施計画における農業分野の重点事項として、農地中間管理機構の機能強化と農地情報公開システムの機能向上が求められており、農地の利用意向を含む最新の農地情報の整備と担い手への農地利用集積に向けたいっそうの取り組み強化が必要になる。

4. 農業・農村の活性化と地方創生の実現

- 地方創生、一億総活躍社会の実現に向けて、農業・農村の活性化の取り組みが不可欠となっている。とりわけ、多様な地域資源の積極的な活用による雇用と所得の創出、農業を起点とする6次産業化の推進、地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用等が重要となっている。
- 平成27年4月に施行された「都市農業振興基本法」に基づいて、政府による「都市農業振興基本計画」の策定が義務づけられた。今後、都市農地の有効活用や適正な保全のための施策や税制上の措置等の具体的な検討が行われることになる。これらを通じて、都市農業が安定的に継続できる環境整備を進めていく必要がある。
- 東日本大震災・原発事故から5年が経過し、津波被災農地の約7割で営農再開が可能となり、圃場の大区画化も進められている。しかし、今後、農業再生を着実に進めるためには、被災農地の全面復旧、農地や農業用ダム・ため池等の除染、被災農家の出荷再開や販路回復、被災地産食品の風評被害の払拭と信頼回復への取り組みのいっそうの推進が求められている。

II 事業推進の重点

以上の情勢と課題を踏まえ、一般社団法人全国農業会議所として新たな農業委員会制度の第一歩を踏み出し、各事業について「P D C A サイクル（P l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（評価）→A c t（改善）」を着実に回して推進する。具体的には、以下の6点を重点事項として、会員組織や全国の農業委員会とのさらなる連携の下、農業・農村現場に根ざした目に見える成果を意識した双方向での取り組みを展開していくこととする。

1. 新・農業委員会制度の下での組織・活動体制の整備・強化

- 農業委員会の新制度への円滑な移行と農地利用の最適化の取り組みを推進する。
- 農業委員、農地利用最適化推進委員および農業委員会職員の資質向

上と事務局体制の強化の取り組みを支援する。

- 農業委員会ネットワーク機構の業務推進等に対する支援を行う。
- 農業委員会組織・活動に関する現状・課題の把握と検証・評価、改善のための対策を講じていく取り組みを推進する。
- 全国農業会議所ホームページにおける全農業委員会の「農業委員会活動整理カード」の更新と公表を徹底するとともに、農業委員会組織の認知度や存在意義を高めるための情報発信に努める。

2. 農業者・地域の声をくみ上げた政策提案活動の推進

- 農業委員会における「地域の農業者等との意見交換会」の開催、J Aグループをはじめとする農業団体や認定農業者等の農業経営者組織との連携強化により、農業・農村現場の声をくみ上げ集約した政策提言や意見の提出等の活動を行う。
- 規制改革、地方分権、国家戦略特区等の動向の把握と意見の提出・提案を行う。
- 食料・農業・農村政策審議会等の場を通じた農業委員会組織の意見反映に努める。
- 東日本大震災・原発事故被災地の復旧・復興、とりわけ、農地の復旧、被災農業者の経営再建等のための支援施策の強化に向けた農政活動を推進する。

3. 農地利用の最適化に向けた取り組みの推進

- 農業委員会の農地台帳等の整備・公表の取り組みを推進し「全国農地ナビ」の機能向上を図るとともに、農地情報公開システムの整備による農地台帳等の一元管理の体制を構築する。
- 農業委員会における農地の利用状況調査（農地パトロール）および利用意向調査の計画的な実施を推進する。
- 市町村における「人・農地プラン」の作成・見直しにあたっての農業委員会の積極的な関与と農地中間管理機構の活用による農地の集積・集約化を推進する。
- 都市農地の保全・継承のための普及資料の作成と啓発・相談活動を行う。
- 中山間地域の農地の保全・活用に向け、研修会等の開催を通じて先進事例の共有化や対応策の検討を行う。

4. 農業経営の基盤強化に向けた支援対策の推進

- 「第19回全国農業担い手サミット」を開催する（開催地は岐阜県）。

- 認定農業者をはじめとする農業経営者の組織化を推進するとともに、農業経営者組織の事務局として活動の支援を行う。
- 複式農業簿記記帳と法人化指導を基盤とする経営改善の取り組みとして、普及・啓発資料やテキストの作成・配布、講習会の開催や相談活動を実施する。
- 農業の新たなパートナーづくりとしての新規就農、第三者経営継承、雇用就農の促進等のため、「青年就農給付金事業」、「農の雇用事業」を実施する。
- 農業・農村の男女共同参画、農業者の老後生活の安定と福祉向上に向けて、家族経営協定の普及・定着や農業者年金の加入推進に取り組む。
- 外国人技能実習生に対する「農業技能評価試験」の実施、農業の知識や技術水準を客観的に評価する「日本農業技術検定制度」の実施・推進を図る。

5. 農業・農業者等に関する情報提供活動の強化

- 改正農業委員会法に規定された「農業一般に関する情報の提供」の中核事業に「全国農業新聞・全国農業図書」を位置づけ、農地利用最適化の取り組みの横展開とそのノウハウの伝達ならびに農業・農村現場への農業施策の普及・浸透を図る。
- 農業委員会業務についての「情報の公表」が新たに規定されたことを踏まえ、従来にも増して「農業委員会だより」の発行や市町村広報誌・ホームページの活用等、農業委員会独自で行う地域の農業者・住民に対する情報提供の取り組みを支援する。
- 「全国農業新聞」、「全国農業図書」等を通じた情報提供活動事業の運営基盤の強化に必要な措置を講じる。
- 農業委員会組織を取り巻く情勢とICT（情報通信技術）の発展を踏まえ、情報提供活動事業について総合メディア対応の観点からの検討を深める。

6. 会員組織等との連携の強化

- 全国農業会議所の組織・活動が会員組織によって支えられていることを踏まえ、双方向での緊密な連携の下、各種の事業や催し、政策提言・意見の提出等の取り組みを推進する。
- 会員組織に対して農政情報等を定期的に提供するとともに、情報交換や相談対応等の取り組みを強化する。

Ⅲ 事業計画

1. 新・農業委員会制度に基づく組織・活動体制の整備・強化

(1) 農業委員会制度・組織改革への着実な対応

1) 改正農業委員会制度の理解促進と円滑な移行への支援

改正農業委員会法の平成28年4月1日の施行を踏まえ、新たな制度について現場での理解がさらに進むよう努める。

あわせて、新体制に移行する農業委員会の実態の把握・情報の共有化を推進する。施行日後に新体制となる農業委員会については、その円滑な移行を進めるための支援を強化するとともに、新たな組織体制の整備に努める。

2) 組織変更後の課題等への対応

組織変更後の市町村・都道府県各段階の組織の課題・問題点を把握し、政府・国会への要請活動を実施するなど、適宜必要な対応に努める。

(2) 農業委員会組織の人材育成に向けた取り組み

1) 都道府県農業会議職員研修の開催

農業委員会活動への的確な助言や相談活動の円滑な推進に資するため、農地制度の仕組みや農地利用の最適化を推進するノウハウの提供等を目的に、都道府県農業会議職員等を対象とした以下の研修会を開催する。

- ① 農業委員会組織活動適正化研修会（4月）
- ② 都道府県農業会議職員農政・農地専門地区別研修会（7～8月）
- ③ 都道府県農業会議・全国農業会議所専門技能別研修会（9～10月）
- ④ 都道府県農業会議組織・農地主任者研修会（1～2月）

2) 都道府県農業会議等が主催する研修会への支援

都道府県農業会議や市町村農業委員会が主催する研修会の円滑な運営と着実な研修効果を得るため、以下の取り組みを行う。

- ① 研修会への講師あっせん

都道府県農業会議や市町村農業委員会が主催する農業委員および農地利用最適化推進委員研修、農業委員会職員研修への講師あっせんを行う。

② 研修資材等の提供

目的別（または対象者別）の研修カリキュラムを作成するとともに、研修テーマに沿ったテキストを提供する。

(3) 農業委員会組織・活動の強化に向けた取り組み

農業委員会組織・活動の強化を図るため、以下の取り組みを行う。

1) 全国農業委員会会長大会等の開催

農業者や地域の実態を踏まえた担い手・経営確立対策および地域振興施策等の政策提案や、農業委員会組織・活動の改革推進の意思結集を図るため、「平成28年度全国農業委員会会長大会」（平成28年5月26日）、および「平成28年度全国農業委員会会長代表者集会」（平成28年12月）を開催する。

2) 「全国女性農業委員ネットワーク」および「全国農業委員会職員協議会」との連携強化

女性の農業委員への登用促進や農業委員会業務の適正化を図るため、「全国女性農業委員ネットワーク」および「全国農業委員会職員協議会」両組織の事務局として、相互研さんや情報交換の推進に向けた取り組みを支援する。

3) 農業委員会組織の業務推進を支援する相談窓口の設置

都道府県農業会議および農業委員会を対象に、新・農業委員会制度等に基づく組織運営や業務推進に関する相談窓口を設置するとともに、相談事例の収集・提供に努める。

4) 農業委員会巡回活動の実施

都道府県農業会議と連携して市町村農業委員会の巡回活動を実施し、農業委員会組織の取り組み課題の解決に向けた支援を行う。

5) 農業委員会と農業委員会ネットワーク機構との相互連携の確立

解除条件付き貸借等による農業参入の拡大や、複数市町村にまたがる経営体が農地の権利を取得しようとする際の全部効率利用要件等の確認など、農業委員会業務が円滑に実施できるよう、改正農業委員会法第51

条（農地に関する情報の利用等）に基づく農業委員会との新たな相互連携の枠組みを確立する。

（４）農業委員会活動の情報発信と農地相談活動の実施

農業委員会組織の認知度や存在意義を高めるため、以下の情報発信活動と相談活動を行う。

1) 「農業委員会活動整理カード」の公表

全農業委員会の取り組みの目標および実績等を取りまとめた「農業委員会活動整理カード」を全国農業会議所のホームページ上で公表し、農業委員会の取り組みに対する国民各層の幅広い理解促進に努める。

2) 農業委員会の取り組み事例の公表

農業委員会組織・活動の認知度を高めるため、農業委員会の取り組み事例を収集し、全国農業会議所のホームページや全国農業新聞・全国農業図書などを活用した情報発信に努める。

3) 農地等に関する法律相談活動の実施

相続等による土地持ち非農家の増加に対応し、広く一般を対象に農地制度の解釈と運用に関する電話および電子メールによる相談活動を行う。

（５）農業委員会組織の体制強化

1) 農業委員会組織予算の確保に向けた取り組み

農業委員会組織・活動に必要な予算確保に向けた全国段階の対策を講じるとともに、都道府県・市町村段階の対応についての助言・協力を行う。とりわけ、平成28年度農業委員会関係予算を活用した農地利用最適化推進委員の委嘱等の体制整備を推進する。

2) 農業委員会事務局の体制強化に向けた支援

農業委員会職員の増員、農地制度・実務に精通した職員の確保等、農業委員会事務局の体制強化に向けた取り組みを推進するとともに、農業委員会相互の連携のための助言・協力を行う。

3) 都道府県農業会議の体制強化に向けた助言・協力

都道府県農業会議の会員ならびに会費の確保対策についての助言・協力を行う。

2. 農政対策および調査活動の推進

(1) 農政対策の推進

1) 農業委員会会長大会等における意見の提出

全国農業委員会会長大会および全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会組織の意見集約および農業経営者組織やJAグループをはじめとする会員組織の声をくみ上げ、重要農政課題に対応した意見の提出（政策提案）に重点的に取り組むこととする。具体的には、以下の取り組みを実施する。

- ① 会員別・段階別による組織検討の実施
- ② 農業委員会段階における課題別意見交換会実施に向けた支援
- ③ 農政推進のための会員組織等との連携強化
- ④ TPP体制下における万全な国内対策を求める取り組み
- ⑤ 海外農業団体等との連携・交流の取り組み
- ⑥ 都市農業対策の取り組み
- ⑦ 鳥獣被害対策等の中山間地域対策の取り組み
- ⑧ 東日本大震災・原発事故への対応

2) 予算・税制・規制改革対策の取り組み

経営所得安定対策等担い手対策予算や農山漁村の活性化に向けた予算の確保に万全を期すとともに、消費税率の引き上げに伴う価格転嫁、軽減税率等の税制対策に取り組む。あわせて、規制・制度改革の動き等についても、情報収集活動や政府・国会への要請活動に取り組む。

3) 農政情報の収集・提供

迅速かつ正確な国会情勢等農政情報の収集および「農政対策ニュース」の内容の充実・タイムリーな発行を通じた情報提供の強化を図る。また、「全国農業新聞」を活用した広報活動の強化にも努める。

4) 事務局担当組織の運営

「全国農業委員会都市農政対策協議会」、「農政推進協議会」、「国内麦生産流通改善連絡協議会」、「(一社)全国農業経営コンサルタント協会」等の事務局として諸活動に取り組む。

(2) 調査活動の推進

1) 農地価格・農業労賃調査の実施

農地の売買価格や農作業料金等に関する情報は農地の有効利用を図る上で重要な情報であることを踏まえ、以下の農地関係の調査・分析を実施し、情報提供を行う。

- ① 担い手の農地集積および地域農業の振興等の基礎資料とするため、農地取引価格の動向を把握する「田畑売買価格等に関する調査」を実施する。
- ② 農作業受託による経営の効率化、農業経営における雇用環境整備等の基礎資料とするため、「農作業料金・農業労賃に関する調査」を実施する。
- ③ 情勢等の変化を踏まえ、必要に応じた機動的な各種調査ならびに情報の収集・整理を実施する。

2) その他調査の実施

また、政策提案等の基礎資料とするため、適宜、農村の実情や農業経営体の実情および意向、農地利用の状況、地域農政の推進体制に関する調査を実施する。

3. 農地利用の最適化に向けた取り組み支援と農地情報の整備

(1) 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の作成支援

農業委員会法第6条第2項で必須業務となった「農地利用の最適化」の具体的な柱である「担い手への農地の集積・集約化」、「遊休農地対策」、「新規参入の促進」が円滑に進むよう、農業委員会における「農地利用最適化推進指針」の策定・実践のための助言・協力を行う。

(2) 農地情報公開システム（「全国農地ナビ」）・フェーズ2の実現と適切な運営

1) 農地台帳等の一元管理の推進

農地情報公開システムは、フェーズ2の実現をもって当初の目的を達成することからその推進に努める。とりわけ、市町村や農業委員会等へのフェーズ2に対する理解促進が肝要であるため、農林水産省や都道府県庁の行政機関とともに都道府県農業会議と連携しつつ、細やかな対応を図る。

2) 個人情報等の管理の徹底

農地情報公開システムの運営にあたっては、同業務の重要性にかんがみ、市町村や農業委員会等の情報提供側の理解はもとより、政府が定める情報セキュリティ等を遵守した独自のセキュリティポリシーを構築して適切な運営を進める。

(3) 農地転用許可事務等の適正執行の支援

農地の確保・有効利用を図るため、改正農地法を踏まえた農地の転用許可事務および違反転用処理、農地所有適格法人等の要件確認事務、農地の下限面積制限の別段の面積設定の取り組み等が円滑かつ適正に執行されるよう助言・協力を行う。

(4) 遊休農地対策の計画的な実施に向けた支援

1) 遊休農地対策の実施を支援する農地パトロール実施要領の作成・提供

農業委員会の必須業務である農地利用状況調査や農地利用意向調査、農地中間管理機構との協議の勧告などを計画的かつ確実に実施できるよう、平成28年度の「農地パトロール実施要領」を作成し全農業委員会への周知徹底を図る。

2) 耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業の実施

地域において耕作放棄地の発生防止・解消活動を展開している取り組みや成果が他の模範となる者を顕彰し広く普及するため、「第9回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業」を実施する。

(5) 担い手への農地の集積・集約化に向けた取り組み支援

農業委員会による「人・農地プラン」作成・見直しへの積極的な関与を推進するとともに、農地中間管理機構と連携した担い手への農地利用集積活動を通じた実績確保を図る。また、これらの活動のための「機構集積支援事業」の活用に向けた助言・協力を行う。

(6) 新規参入の促進に向けた支援

1) 新規参入マニュアルの作成・提供

農業委員会が行うべき新規参入（個人・法人）を支援するため、取り組み手順や留意点などを盛り込んだマニュアルを作成し提供する。

2) 農業参入法人との連携

農業に新規参入した企業やNPO法人等で組織する「農業参入法人連絡協議会」の会員拡大や事業の強化を図るとともに、同事務局として、「現地研究会」や「意見交換会」の開催、農業に参入する意向のある企業等に対する相談活動等の取り組みを支援する。

4. 担い手・経営対策、新規就農・人材対策の推進

(1) 担い手・経営対策の推進

1) 担い手・経営対策事業の推進

① 農業経営の法人化の推進と相談・研修会の実施

都道府県農業会議が行う農業経営の法人化を目指す個別経営者や集落営農組織等に対し、経営の熟度に応じた法人化の啓発や法人の設立・運営等に関する相談、法人設立に向けた研修会・セミナーの実施等を支援する。

② 全国農業担い手サミットの開催および優良経営体表彰の実施

全国の認定農業者をはじめ農業法人や集落営農組織などの担い手が一堂に会する「第19回全国農業担い手サミット」(平成28年11月10～11日)を、開催県である岐阜県と連携して開催するとともに、優良経営体表彰を全国および都道府県の担い手育成総合支援協議会等と連携して実施する。

③ 農業者の経営確立に向けた支援対策の実施

農業者の経営確立を図るため、全国農業経営改善支援センターの事務局として、関係機関・団体と連携し、「人・農地プラン」に位置づけられた認定農業者等担い手に対する複式農業簿記記帳・青色申告の指導・普及推進の支援を行う。あわせて、担い手の経営改善およびその経営能力向上に対する支援のため、農業経営者研究大会等の研修会の開催を支援する。

2) 家族経営協定の普及・定着と農業者年金の加入推進等

農業・農村の男女共同参画、老後生活の安定と福祉向上に向け、女性農業委員(組織)が核となって、家族経営協定の普及・定着に取り組む。

あわせて、農業者年金の加入推進について、新たな計画である「加入者累計13万人に向けた後期2カ年運動」(仮称)の達成に向け、全国農業者年金連絡協議会(「全国のうねん倶楽部」)やJAグループ、(独)農業者年金基金と連携して加入推進活動に取り組む。その一環として、全国のうねん倶楽部と共催で「農業者年金加入推進セミナー」を開催する。

また、農業者年金制度・運用の改善をめぐる現場からの課題の積み上げを踏まえ、同制度が農業者にとって安定的に継続するための活動に取り組む。

3) 外国人技能実習生に対する技能評価試験の実施

外国人技能実習制度の農業界唯一の試験実施機関として、国内の農業経営者の下で在留する外国人技能実習生に対する「農業技能評価試験」を厳正かつ適正に実施する。

あわせて、技能実習制度の平成28年度中の抜本的な見直しに万全を期すこととし、さらに、この研修制度が適切に実施されるための研修、相談活動等にも取り組む。

4) 農業技術検定制度の推進

日本農業技術検定協会の事務局として「農業技術検定制度」を推進し、3つの等級（1、2、3級）の学科試験と2つの等級（1、2級）の実技試験を実施する。

なお、制度を進めるにあたり、農業における人材育成・確保に資するため、農業政策における同制度の位置づけを向上させる取り組みを実施するとともに、入学や進学、就職・昇格等での優遇など検定合格のメリット拡大に努める。

5) 経営支援のための利子助成金交付事業の実施

① 省エネルギー・低コスト経営支援緊急対策利子助成金交付事業

認定農業者の施設導入等による省資源型の経営体質への転換を支援する（対象資金：農業経営基盤強化資金および農業近代化資金）。

② 雇用創出経営支援緊急対策利子助成金交付事業

認定農業者の新たな雇用に結びつく設備投資等による経営改善を支援する（対象資金：農業経営基盤強化資金および農業近代化資金）。

③ 農業経営維持安定支援緊急対策利子助成金交付事業

認定農業者等の経営診断結果に基づく適切な経営戦略の策定を支援する（対象資金：農林漁業セーフティネット資金）。

6) 農業の担い手の組織化・運営の支援

① 農業経営者の意見の農政への反映

農業経営者組織の事務局として運営支援を行う。とりわけ、農業経営者の意見を農政に反映させるための活動を強化する。

② 組織化の推進と組織間の連携強化

都道府県段階の経営者組織と連携し、農業法人経営や認定農業者、作目ごとの経営者等の担い手の経営発展を図る観点から、都道府県における組織化を推進するとともに、情報の共有化等を図る観点から組織間の連携を強化する。

(2) 新規就農・人材対策の推進

1) 新規就農の総合的な推進

全国新規就農相談センター業務において、都道府県新規就農相談センター（農業会議、青年農業者等育成センター）と連携し、かつ市町村農業委員会と一体となって、就農相談を通じた就農希望者の紹介など新規就農（独立就農・雇用就農）を総合的に推進する。

2) 新規就農相談事業の推進

① 就農・求人情報の収集・提供等

農業法人等の求人や地方自治体の就農者受入支援等の情報収集・登録・提供、新規就農事例や全国的な相談・就農実績等の調査、就農案内資料の作成、新規就農支援のためのウェブサイトの運営等に取り組む。

② 日常的な就農相談と就農相談会における相談活動の実施

都道府県農業会議等と連携して、就農相談員を全国に配置し、日常的な相談活動（面談、電話・メール相談）、全国主要都市で開かれる就農相談会「新・農業人フェア」等でのブース相談を実施する。

3) 農業就業体験・研修の推進

就農・就職を促進し定着を図るため、関係組織等と連携して、学生・社会人を対象に農業経営内での1～6週間の「農業インターンシップ」を推進する。また、就農準備校の日本農業実践学園と連携して、同学園のカリキュラムに基づく1週間～3カ月の「チャレンジ・ザ・農業体験」を実施する。

4) 青年就農給付金事業の実施

青年就農給付金の都道府県への配分と進行管理、給付・就農状況等のデータベースの運用とあわせ、全国段階の農業教育機関における給付金受給希望者の審査・現地確認および給付金の給付等を行う。

5) 農の雇用事業の推進

農業における雇用の促進・定着と経営を担う人材育成のため、都道府県農業会議等と連携して、農業法人等が新たに農業に従事する者や独立就農希望者を雇用して行うOJT研修（法人を設立して独立就農する場合は、通常最長2年の研修支援を最長2年延長）を支援する。また、次代を担う経営者育成に向けて、農業法人等が先進経営体や異業種法人に

職員を派遣して行うOJT研修の支援も一体的に推進する。

6) 第三者による農業経営継承事業の推進

後継者のいない農業経営資源を散逸させず、農地や機械・施設に加え、技術や経営ノウハウ、販路等を含めた「経営資産」を新規就農希望者に継承するため、継承啓発に向けたシンポジウムの開催をはじめ、経営移譲希望者と継承希望者とのマッチング、技術・経営継承研修の助成、地元関係機関による支援体制構築により、経営継承の合意締結を支援する。

7) 農業法人等の雇用改善対策の推進

「職場」としての農業の魅力を高め、雇用就農の促進と定着を図るため、関係組織等と連携して、農の雇用事業等を通じた農業経営者の意識改革に向けた研修・指導・相談、新規就農支援ウェブサイトでの啓発広報等に取り組む。

8) 各種協議会の運営支援と事業連携

「新・農業人ネットワーク」(新規参入者と就農希望者の全国交流組織)、「研修農場ネットワーク」(研修農場として就農希望者を受け入れる農業法人や市町村等の組織)、「全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク」(農業に関わる社会保険労務士の組織)、「全国青年農業者等育成センター連絡協議会」(都道府県青年農業者等育成センターの組織)の事務局として、これらの活動を支援し、関連事業との連携を図る。

5. 情報事業（全国農業新聞・全国農業図書等）の推進

（1）全国農業新聞の発行

農業委員会の情報紙として組織の内外に定着している「全国農業新聞」を、引き続き農業委員会組織の情報提供活動の中核的な取り組みに位置づける。その際、改正農業委員会法の趣旨を踏まえ、農業の健全な発展と農地利用の最適化に資する観点から紙面づくりを推進し、いっそうの質的向上に取り組む。

加えて、農地利用の最適化の取り組みとその横展開を図るため、農業委員、農地利用最適化推進委員等農業委員会組織関係者が一丸となって、認定農業者をはじめとする農業者等への普及推進の取り組みを強化する。

（2）全国農業図書等の刊行

1) 農業委員会・農地制度の改正等に対応した図書等の刊行

改正農業委員会・農地制度等の施行を受け、新制度の円滑な周知に向けた農業者向けの啓発資料、農業委員や農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局向けの研修テキストや解説書等の刊行を進める。

また、農地等の利用の最適化の推進に向けた情報提供を進めるため、組織活動と一体となり、農業経営の改善と市町村等自治体の地域農業振興を支援する図書等の刊行、販売ルートの拡充、多様なメディアを活用したPR、編集体制の強化、出版事業の安定的な運営に取り組むものとする。

2) 全国農業図書以外の定期刊行物の刊行

- ① 農業者年金情報誌「のうねん」を隔月で年6回刊行
- ② 新規就業情報誌「iju info」（イジュウ インフォ）を年2回刊行
- ③ 「農政調査時報」を年2回刊行

(3) その他情報提供活動の実施

1) 平成28年度全国情報会議の開催

全国の農業委員会における情報提供活動の強化を目指し、全国の農業委員会長等関係者を集め、以下により全国情報会議を開催する。

- ・日 時：平成28年4月5日
- ・場 所：東京都内
- ・内 容：平成28年度の情報事業計画の決定、優良情報活動表彰、「農業委員会だよりコンクール」表彰

2) 「農業委員会だより」の発行支援とコンクールの実施

「農業委員会だより」の発行や市町村広報誌の活用、ホームページの開設等を通じた、農業委員会が行う独自の情報提供活動の支援を強化する。

また、「第23回農業委員会だよりコンクール」の実施を通じて、農業委員会の取り組みを支援する。

3) 海外農業事情視察団の派遣

海外の農業・農村事情や農業政策のあり方等について、農業者や農業関係者が見聞を広め、認識を深める機会を提供するため、全国農業新聞読者等を対象とした海外農業事情視察団を派遣する。

4) ICTの進展を踏まえた総合メディア対応の検討等

情報提供活動については、紙媒体から多様なメディアによる発信への動きに対応し、全国農業新聞・電子版のさらなる展開、外部ウェブサイトとの連携等、情報発信の対応について検討を深めていく。

また、新聞・出版等紙媒体の情報提供活動に加えて、前年度から取り組んでいる読者等向け有料「ビジネスセミナー」等の事業の展開を図る。

5) 情報事業の運営基盤の整備

新聞購読料回収システムの再構築、業務システムソフトの改良改善に引き続き取り組む。

6. 会員間の連絡調整・組織運営および広報活動の推進

1) 諸会議の開催および会員組織との連携

的確な組織運営や意見の提出に関する業務を円滑に進めるため、総会、理事会、監事会のほか、都道府県農業会長会議、学識経験会員懇談会、中央会員連絡会、都道府県農業会議事務局長会議等を開催する。

また、必要に応じて顧問会議、常設委員会、特別委員会等の会議を開催する。

加えて、会員組織との連携を図るため、会員組織や関係団体等との情報交換等に取り組む。

2) 組織運営の効率化および人材育成の強化

一般社団法人への移行を踏まえ、各都道府県農業会議の会計処理の変更について支援を行うとともに、本会業務の効率化に取り組む。

新たに総会、理事会について電磁的方法を用いた書面の送付や決議が可能になったことを踏まえ、通知文書等において電子メール等の利用を進める。

また、都道府県農業会議、全国農業会議所職員的能力開発・人材育成に引き続き取り組む。

3) 広報活動の充実・強化

ホームページをはじめとする様々な媒体を活用して、農政、農地、担い手、就農等の関係情報・資料等の提供に当たるほか、農業者ほかからの問い合わせ等への対応について、関係部署と連携して取り組む。

また、会員組織との情報共有等を促進するため、広報メールマガジンの発信等に取り組む。

4) 情報セキュリティ対策の強化

各種業務において、引き続き、個人情報等の取扱いに留意するほか、個人情報等の取扱体制の整備や職員の研修等に取り組む。